

【高知県立梶原高等学校】運動部活動に係る活動方針

学校教育目標

社会・地域に貢献できる人づくり ～確かな学力と豊かな心の育成～

- (1) 学力の向上 ― 希望進路の実現
- (2) 心身ともに豊かな人間性社会性の涵養（育成）
- (3) 社会・地域に貢献する人材の育成

運動部活動の活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- (2) 興味関心にあった活動を行うことにより、自主性を養い、張り合いのある生活が送れるようにする。
- (3) 生涯にわたって運動文化に親しもうとする態度やその基礎を養う。

基本的事項

①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
 - ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（部の創設は、同好会として10か月以上継続的に活動し、原則5人以上の発起人が必要）。
 - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
 - ・部活動全体の推進を図るため、生徒指導部内に部活動総括顧問を設置する。
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
 - ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
 - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。
（部活動指導員、運動部活動サポート事業における支援員の申請は部活動総括顧問に申し出て申請すること。）
- (3) 部活動顧問会、キャプテン会議について
 - ・部活動顧問会を原則1学期に1回開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
 - ・キャプテン会議は年度当初に開き、活動内容について共通認識を図り、部活動予算の配分を決定する。
- (4) 家庭、地域との連携について
 - ・各部活動で保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
- (5) 研修について
 - ・県が主催する研修会（運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等）や各競技団体が行う研修会に参加し、その内容を適宜部活動顧問会を開き校内に周知し、指導力向上に努める。
- (6) 部費又は集金の取扱いについて
 - ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
 - ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。特に体育館の消灯・施錠は全顧問が気にかけること。
- (2) 事故防止や安全対策について
 - 〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉
 - ・自己には十分留意し、怪我が起きた場合速やかに処置、養護教諭、保護者、管理職、ホーム主任に連絡・報告する。
その際、活動場所に顧問がいない状態にならないように配慮すること。
 - ・原則として、活動の際には顧問が監督する（部活動指導員、運動部活動サポート事業の支援員に任せきりにしない）。
 - *熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）
〈④活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等〉
 - ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
 - ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
 - ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。
- (3) 大会参加について
 - ・事前に「遠征願・大会参加願」（場合により、「私有車使用承認申請書」、「出席停止・忌引き等承認届」）を提出し、顧問の扱いは出張とする。複数名顧問がいる場合は、その都度、出張かどうか判断をする。
- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
 - ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「合宿並びに練習試合・合同練習届」（場合により、「私有車使用承認申請書」、「遠征願」）を提出する。

③活動時間に関すること

- (1) 休養日の設定
- ・週2日以上割合で休養日を設ける（原則として、平日1日、休日1日取得するよう努める）。
 - （考查期間中、長期休業中の休養日を併せて1年間で均した形で設定する。原則として、年間52週×2日＝104日は休養日）
- (2) 活動時間の設定
- ・〈平日〉2時間程度
 - ・〈週末〉3時間程度
 - *活動時間の延長（平日3時間程度・休日4時間程度の活動）については、生徒及び保護者の同意を得たうえで学校長が承認した部のみとする。
 - ・〈長期休業中のオフシーズン〉春季：2日、夏季：3日、冬季：7日を基準とする。
 - ・〈考查期間中〉原則、行わないこととする。
 - ただし、考查終了後、一か月以内に大会がある部は校長が許可し、職員会で承認された場合に限り、1～2時間程度の活動を認める。
 - ・〈終了・下校時刻〉平日：19時30分までに下校する。
 - 休日：17時30分までに下校する。

(3) 各部の活動一覧

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①野球部	火曜日	夏季3日、冬季7日、春季2日	夏季 2時間 冬季 2時間	夏季 4時間 冬季 3時間	
②テニス部	火曜日	夏季5日、冬季5日、春季2日	2時間	3時間	
③剣道部	火曜日	夏季5日、冬季7日、春季3日	2時間	3時間	
④バスケットボール部	水曜日	夏季10日、冬季8日、春季3日	2時間	3時間	
⑤陸上部	火・土・日	夏季14日、冬季8日、春季4日	2時間	0時間	
⑥アーチェリー部	火曜日	夏季5日、冬季8日、春季3日	2時間	3時間	
備考					

評価と改善（上記①～③）

①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。
---------------------------------------	--	--

*なお、策定にあたっては、「運動部活動全体計画ハンドブック」（平成26年3月 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課）及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」（平成31年1月 高知県教育委員会事務局保健体育課）を参照すること。